

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第43号

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則（昭和39年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下本則において「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（事務の範囲）</p> <p>第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）部（<u>鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第2条に規定する部をいう。以下同じ。</u>）若しくは機関（<u>同条に規定する機関をいう。以下同じ。</u>）又は企業局若しくは病院局のうち県庁舎、東部総合事務所庁舎、中部総合事務所庁舎、西部総合事務所庁舎、八頭総合事務所庁舎及び日野総合事務所庁舎（以下「<u>県庁舎等</u>」という。）に事務所を有するものが使用する電気、ガス若しくは水道の料金又は冷暖房に必要な燃料に係る費用（以下この号において「<u>光熱水費</u>」という。）の支払に関する事務（<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に規定する許可を受けて県庁舎等を使用している者（以下「<u>県庁舎等入居者</u>」という。）の負担すべき光熱水費について、県庁舎等を管理する部又は機関が、県庁舎等入居者に代わり電気、ガス若しくは水道に係るサービスの提供を行う事業者又は県庁舎等の冷暖房に必要な燃料を供給する事業者に対して金員を支払う事務を含む。）</u></p> <p>（2）集中業務課、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、八頭総合事務所及び日野総合事務所が集中管理する自動車の購入費、賃借料、燃料費、維持管理経費、自動車重量税及び自</p>	<p>（事務の範囲）</p> <p>第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）部又は機関（<u>鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第2条に規定する部又は機関をいう。以下同じ。</u>）のうち県庁舎、東部総合事務所庁舎、中部総合事務所庁舎、西部総合事務所庁舎、八頭総合事務所庁舎及び日野総合事務所庁舎に事務所を有するものが使用する電気、ガス、水道及び冷暖房用燃料の料金の支払に関する事務</p> <p>（2）部又は機関のうち集中業務課、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、八頭総合事務所及び日野総合事務所が集中管理する自動車の購入費、賃借料、燃料費、維持管理経費、自動</p>

自動車損害賠償責任保険契約に基づく保険料並びに当該自動車を運転して出張する運転士に支給する旅費の支払に関する事務並びに集中業務課において賃貸借契約を締結した自動車を保管する部又は地方機関の当該自動車の賃借料の支払に関する事務

- (3) 部又は企業局（県庁舎に事務所を有するものに限る。）若しくは病院局（県庁舎に事務所を有するものに限る。）の文書の印刷及び発送に関する事務（警察本部にあっては、警察本部長が別に定めるものに限る。）
- (4) 部若しくは機関又は企業局若しくは病院局のうち県庁舎等に事務所を有するものに設置する電話の料金の支払に関する事務（県庁舎等入居者の負担すべき電話の料金について、県庁舎等を管理する部又は機関が、県庁舎等入居者に代わり電話に係るサービスの提供を行う事業者に対して金員を支払う事務を含む。）
- (5)及び(6) 略
- (7) 部（東京本部、関西本部及び名古屋本部を除く。）又は機関における文書の複写に要する経費の支払に関する事務
- (8) 略
- (9) 部若しくは機関又は企業局若しくは病院局におけるパーソナルコンピュータの賃借料に要する経費の支払に関する事務

車重量税及び自動車損害賠償責任保険契約に基づく保険料並びに当該自動車を運転して出張する運転士に支給する旅費の支払に関する事務並びに集中業務課において賃貸借契約を締結した自動車を保管する地方機関の賃借料、燃料費及び維持管理経費の支払に関する事務

- (3) 部の文書の印刷及び発送に関する事務（警察本部にあっては、警察本部長が別に定めるものに限る。）
- (4) 部又は機関のうち県庁舎、東部総合事務所庁舎、中部総合事務所庁舎、西部総合事務所庁舎、八頭総合事務所庁舎及び日野総合事務所庁舎に事務所を有するものに設置する電話の料金の支払に関する事務
- (5)及び(6) 略
- (7) 部又は機関（東京本部、関西本部及び名古屋本部を除く。）における文書の複写に要する経費の支払に関する事務
- (8) 略
- (9) 部又は機関におけるパーソナルコンピュータの賃借料に要する経費の支払に関する事務
- (10) 知事部局の本庁各課（課に相当するものを含み、総務部行財政改革局職員人材開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所を除く。）、議会事務局、教育委員会事務局の各課等（課に相当するものを含み、鳥取県教育センター、鳥取県立図書館及び鳥取県立博物館を除く。）、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局（以下この号において「本庁各課等」という。）において鳥取県会計規則第38条の2第3項の規定により支出負担行為兼支出仕訳書により支払うことができる経費の支払並びに庶務集中局長が本庁各課等に常時購入を委嘱することとした物品の購入及び支払に係る事務

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

			第2条第10号 に係る事務を 行う場合に限 る。	
略		略		